

飛鳥地方映像素材作成活用業務仕様書

1 要旨

四季折々の風景、人々の暮らし、イベントの様子など、飛鳥が見せるさまざまな表情を動画で撮影し、映像素材を作成する。組み合わせることにより、観光PRや移住定住PR等に使用し、活用を図る。

本仕様書は、飛鳥広域行政事務組合（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する飛鳥地方映像素材作成活用業務（以下「本業務」という。）について、大要を示すものであり、本業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

2 本業務内容

飛鳥地方の映像素材作成とその活用業務を委託内容とする。また、下記に示す内容は、本業務の概要を示したものであり、本業務の実施に当たっては、発注者と十分に打ち合わせを行うこと。

- ① 風景、暮らし、イベントなど飛鳥の魅力を伝える映像の撮影
- ② 職員が映像を撮影する場合の補助
- ③ 映像の編集・加工
- ④ 映像の活用

3 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 乙は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 乙は、本業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり、本業務に関連する最新の情報の収集と、本業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (5) 乙は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

4 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

5 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は完了届を甲に提出するものとする。

6 成果品検査

乙は本業務の完了後、成果品を提出し甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

7 成果物

成果物は、映像素材集および報告書とし、提出形式は下記のとおりとする。

- ・映像集（外付けHDD） 2個
- ・報告書（製本） 1部

8 成果品の管理及び著作権帰属

本業務の成果品は全て甲の管理におかれ、著作権は甲に帰属する。

9 その他

委託料には、事業調整のための旅費及び委託料振込手数料を含むものとする。